

# 北海道の情報通信 2010

デジタルが拓く北海道の地域づくり



総務省

北海道総合通信局

Ministry of Internal Affairs and Communications

Hokkaido Bureau of Telecommunications

# 平成 22 年度北海道総合通信局重点施策

北海道総合通信局は、ここ数年、ICT（情報通信技術）による道民の社会生活の利便性の向上や北海道経済の活性化を目指して、「地デジ完全移行に向けた取組」、「デジタル・ディバイドの解消」、「電波利用環境の維持」、「地域活性化に役立つICT利活用」について積極的に取り組んできました。

平成 22 年度においても、これらの取組をより一層推進するため、あらゆる機関と連携を深めながら、次の 4 項目を重点施策の柱として重点的・計画的に取り組んでいきます。

- 1 「地デジ」完全移行に向けた強力な取組
- 2 デジタル・ディバイドの解消
- 3 安心・安全な電波利用環境の確保及び維持
- 4 ICT 利活用による地域活性化

## 北海道総合通信局の主な業務

北海道総合通信局は総務省の情報通信行政を行う出先機関であり、情報通信施策の実施機関及び国民との窓口機関として、主に次の業務を行っています。

- ・ 地デジの推進
- ・ ケーブルテレビの許認可
- ・ 電気通信事業者の規律・監督
- ・ 電波の有効利用の促進
- ・ 不法電波障害の調査
- ・ 放送局の免許等
- ・ 無線局の免許等
- ・ 地域の情報化
- ・ 電波の監視・監督
- ・ 信書便事業の監督

# 目次

## <デジタルが拓く北海道の地域づくり>

地デジ完全移行まで1年を切りました。

- I 送信側におけるデジタル化対応の促進 ..... 1
- II 受信側におけるデジタル化対応の促進 ..... 1
- III 「地デジ」受信者に対する支援の強化 ..... 2
- IV 北海道の「地デジ」普及アクションプラン（概要） ..... 3

デジタル・ディバイドの解消

- I ブロードバンド・ゼロ地域の解消 ..... 5
- II ブロードバンド基盤の整備 ..... 5
- III 条件不利地域等における携帯電話不感地帯の解消 ..... 6

安心・安全な電波利用環境の確保及び維持

- I 重要無線通信妨害に対する迅速な対応 ..... 7
- II 電波の安全性に関する取組 ..... 8
- III 電波利用環境保護にかかる周知広報活動 ..... 8

ICT利活用による地域活性化

- I ICT分野の研究開発及び産学官連携の促進 ..... 9
- II 道内の課題解決のためのブロードバンド徹底利活用の促進 ..... 10
- III 地域における電波利用促進のための調査研究等の企画・実施 ..... 10
- IV ICT利活用による無線局等手続きの迅速化 ..... 11
- V 安心・安全のための情報伝達手段確保に向けた取組 ..... 11
- 【参考】ICTに関する調査検討会の開催結果 ..... 12

## <北海道の情報通信の現状>

- 放送サービスの現況 ..... 13
- 電波利用・電気通信サービスの現況 ..... 14

## <北海道総合通信局の組織と業務>

- 総務部、情報通信部 ..... 15
- 無線通信部、電波監理部 ..... 16

「お問い合わせ窓口」は、裏表紙をご覧ください。

# 地デジ完全移行まで1年を切りました。

平成23年7月24日、アナログ放送から地上デジタル放送へ完全移行されます。総務省北海道総合通信局では、残された期間、道内における「地デジ」完全移行の実現のため、「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」（3ページ参照）を踏まえ、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）をはじめ、あらゆる機関と連携し、視聴者支援等の取り組みを強く進めています。

## I 送信側におけるデジタル化対応の促進

中継局ロードマップに基づき平成22年末までに合計157局所、1,014中継局の整備を完了させることを目標として送信環境におけるデジタル化対応の推進を行っています。

アナログ放送は受信できるが、デジタル放送が受信困難となる「新たな難視」地域を特定し対策計画を策定してデジタル難視聴世帯数の最小化を図っています。

### 1 デジタル中継局整備の対策

民間放送事業者が自力建設困難とする中継局について、無線システム普及支援事業（国庫補助金）により支援を行っています。

### 2 新たな難視地域の対策

①「新たな難視」と特定された地区を公表し、受信側対策等(有線共聴施設、無線共聴施設、個別受信)を実施しています。

**地上デジタル放送を受信するためには、次の対策があります。**

- ① 辺地共聴施設の新設（有線共聴施設、または、無線共聴施設）
- ② 個別受信対策（高性能アンテナへの取替や受信アンテナの位置変更など）
- ③ 暫定的な衛星利用による対策

②「新たな難視」の対策には、工事に一定の期間が必要なため、アナログ放送終了までに対策が困難な世帯については、衛星放送による暫定的難視対策を講じられるように対応を進めています。

### 有線共聴施設



### 個別受信対策(高性能アンテナ対策)



### 衛星放送による暫定的難視対策



## II 受信側におけるデジタル化対応の促進

「辺地共聴施設」、「受信障害対策共聴施設」及び「集合住宅共聴施設」のデジタル化対応を促進するため、自治体、施設管理者等の関係機関と連携し、効果的な働きかけ、支援施策等の活用に係る周知及び助言を行っています。

### 1 辺地共聴施設対策

①自治体等に対し、補助金を活用し、改修促進が図られるよう支援しています。

②アナログ放送終了までに対策が困難な共聴施設について、衛星放送による暫定的難視対策を進めています。

※「**辺地共聴施設**」… 山間地等の地形によるテレビ難視聴解消を目的として、市町村または住民(共聴組合)が設置する共聴施設。

## 2 受信障害対策共聴施設対策

- ①施設管理者に対し、未対応の施設が残らないよう改修の必要性を周知しています。
- ②施設管理者と共聴施設加入者への周知を強化しています。
- ③関係機関と連携しての積極的な広報活動を行っています。

※「**受信障害対策共聴施設**」… 建築物等によるテレビ難視聴の改善のため、難視聴の原因者(ビル建て主等)が設置する共聴施設。

## 3 集合住宅共聴施設対策

- ①集合住宅を訪問しての地デジ受信確認調査と施設所有者・管理組合への周知をデジサポが行っています。
- ②賃貸・分譲住宅において、地デジ化対応済みであることを明示する「地デジカ・ステッカー」の活用を促すため、関係団体を通じての周知を行っています。

※「**集合住宅共聴施設**」… マンション等集合住宅内のテレビ視聴のため、マンションの管理組合やオーナーが設置する共聴施設。

### 【受信障害対策共聴施設の地デジ対応はお早めに！】

共聴施設の管理者と、施設利用者の中で、地デジ改修経費等の話し合いが必要です。また、地デジ完全移行まで1年を切り、今後は共聴施設の改修工事の混雑が予想されます。

総務省では、改修経費の助成金や、法律家による無料(出張)相談など、各種支援策を用意していますので、活用いただいて、地デジ化の早期対応をお願いします。

アナログ放送ではビル陰により受信障害が発生する地域であっても、地デジ放送では戸別アンテナ(UHF)の設置により地デジ受信が可能になるケースも多々あります。ご自宅がこのような地区に該当するかどうかの判断は、最寄りのデジサポへご相談ください。

今後、アンテナ設置工事も混雑が予想されますので、ご相談はお早めをお願いします。

## Ⅲ 「地デジ」受信者に対する支援の強化

高齢者・障がい者に対する地デジ移行の支援、経済的困窮度の高い世帯に対する地デジ簡易チューナーの無償給付などの支援を行っています。

また、自治体、放送事業者、電器店等と連携を図り、地デジ移行の施策等について積極的な周知広報を行うとともに、地デジに関する質問、要望に対する相談対応の強化を図っています。

### 1 高齢者等への支援

- ①公共施設や町内会、福祉施設等を活用したきめ細かな説明・相談会の開催を行っています。
- ②高齢者だけの世帯、個別の支援を要する個々の世帯に対しての戸別訪問による地デジの説明を行っています。

### 2 地デジ簡易チューナー無償給付等の支援

経済的な理由等で地デジがまだ受信できない世帯の中で、NHKの受信料が全額免除されている世帯に対して、全国で平成21年度は約60万世帯分、平成22年度は約120万世帯分の地デジ簡易チューナー無償給付等の支援を行っています。

### 地デジに関する悪質商法にご注意！

テレビの調査会社やアンテナ工事業者を装って、地デジを受信するための費用を不正に請求する、工事の勧誘を行うなど、悪質商法による被害が発生しています。

地デジに関する誤った情報や不十分な情報により、関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

総務省、テレビ局、その他の関係機関がお金を請求することはありません。

### アナログ放送を受信する テレビ画面の表示が変わります。

平成22年7月5日からアナログテレビ放送は画面の上下レターボックス化を行っています。平成23年7月1日からは全ての放送時間帯について「お知らせ画面」等の表示による周知を実施する予定です。

\*表示内容、表示形式等については現在検討中です。

### アナログテレビ放送終了までの画面イメージ



## IV 北海道の地デジ普及推進アクションプラン（概要）

平成23年（2011年）7月24日のアナログ放送完全停波・地デジ完全移行に向け、道内の地デジ受信環境及び送信環境の整備並びに視聴者支援を一層円滑、かつ、確実にを行うため、地上デジタル放送推進北海道会議（※）は、「北海道の地デジ普及推進アクションプラン」を定め、関係者による地デジ普及の取組を精力的に進めています。

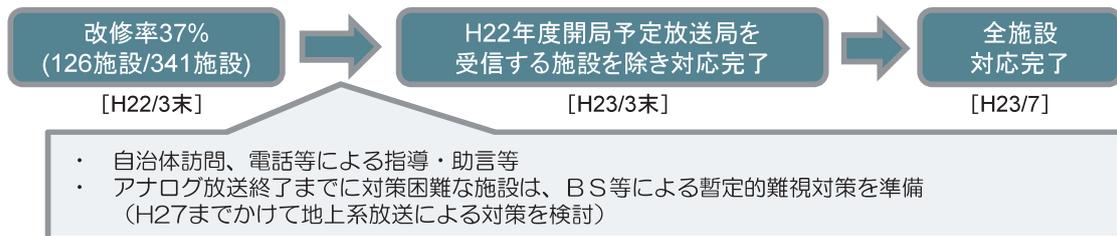
平成22年度は、地デジ完全移行に関して、実質的最終年度になることから、平成22年3月30日に改定したアクションプランにもとづき、なお一層着実な取組を進めることとしています。

※ 地上デジタル放送推進北海道会議：国、経済団体、放送事業者、地方公共団体、メーカー、販売店等により構成

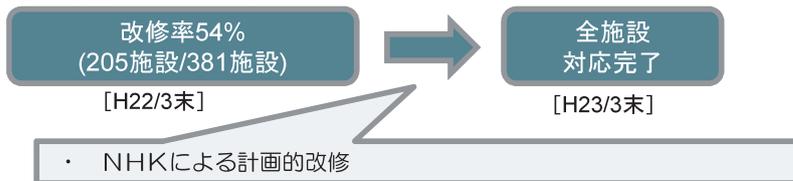
### － アクションプランの概要（平成22年3月改定）－

#### I 受信環境の整備

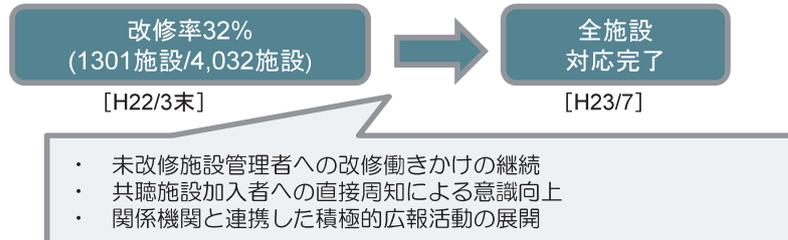
##### 1 辺地共聴施設（自主共聴）のデジタル化



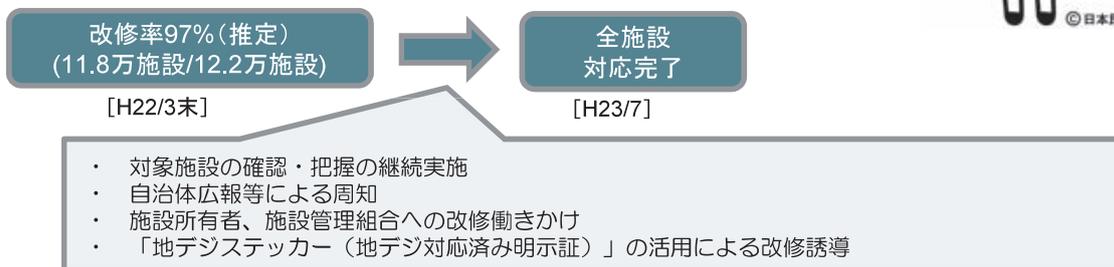
##### 2 辺地共聴施設（NHK共聴）のデジタル化



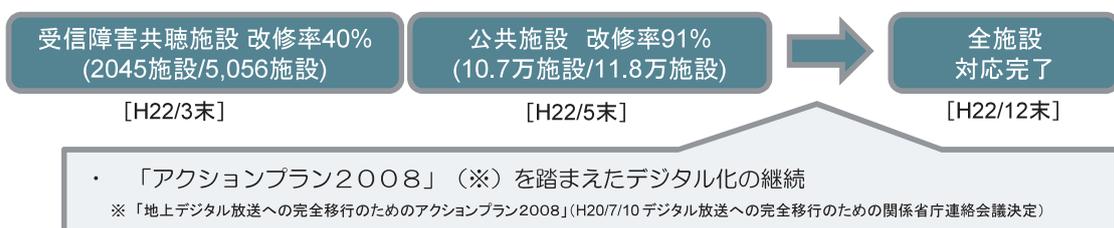
##### 3 受信障害対策共聴施設のデジタル化（国、地公体管理施設は5に記述）



##### 4 集合住宅共聴施設のデジタル化（国、地公体管理のものは5に記述）

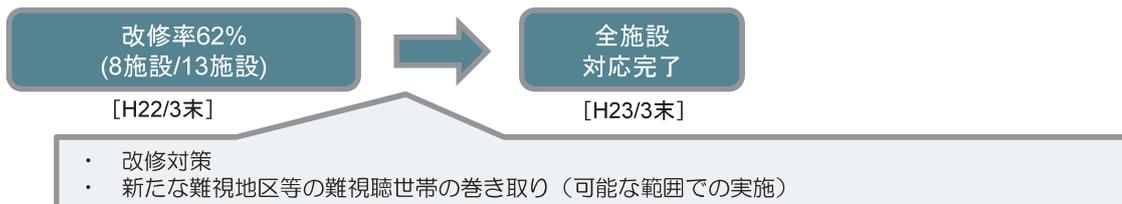


##### 5 公共施設（国、地公体管理の建物及び受信障害共聴施設）のデジタル化



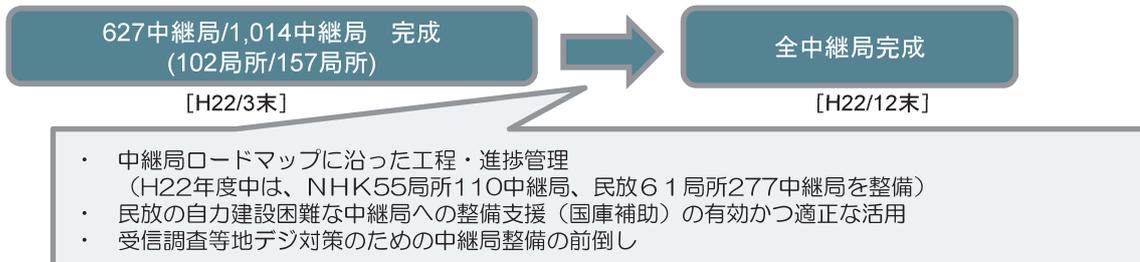
© 日本民間放送連盟 2009

## 6 ケーブルテレビのデジタル化

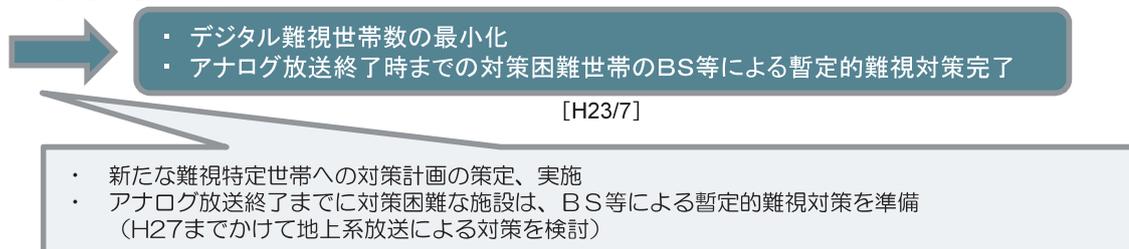


## II 送信環境の整備

### 1 デジタル放送局(中継局)の整備



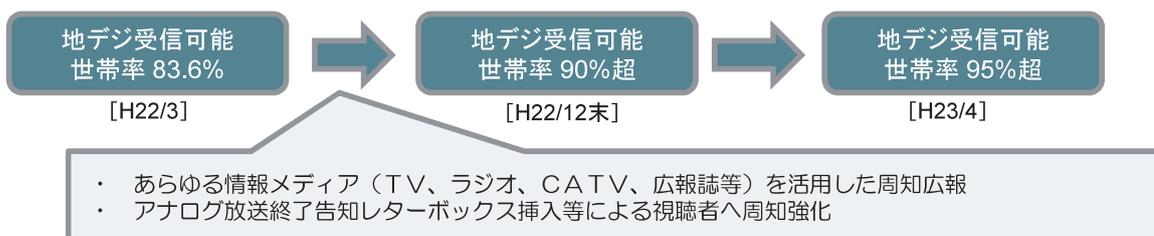
### 2 新たな難視地域の対策



### 3 デジタル混信地域の調査・対策

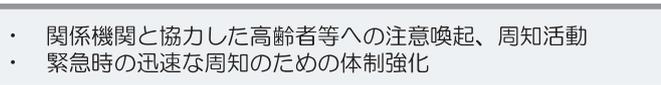


## III 地上デジタル放送受信機の普及

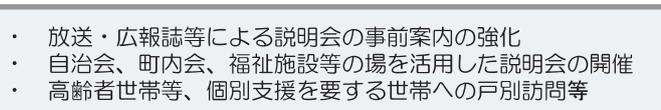


## IV 視聴者保護

### 1 「悪質商法」の対策



### 2 高齢者への支援



### 3 経済弱者への地デジ受信機購入等の支援



# デジタル・ディバイドの解消

## I ブロードバンド・ゼロ地域の解消

2010年度末までに、ブロードバンド・ゼロ地域の解消が確実に達成されるよう、「北海道地域ブロードバンド環境整備促進会議」と連携して、公的支援によるブロードバンド基盤の整備、電気通信事業者による整備状況の把握等フォローアップに努めており、2010年度末までにブロードバンド・ゼロ地域を解消する見込みとなっています。

「北海道地域ブロードバンド環境整備促進会議」

2010年度までにブロードバンド・ゼロ地域の解消に向け、インフラ整備の方策等を協議し、北海道のブロードバンド化の促進を目的として、平成19年（2007年）3月5日に設置され、北海道、電気通信事業者等、北海道総合通信局が参加する道内ブロードバンド推進のための団体。

### 【道内自治体におけるブロードバンドサービスの提供状況】

	FTTH	DSL	CATV	FWA	衛星
2010年3月末現在サービス提供済みの市町村数	96	174	11	55	0
2011年3月末までに公的整備によりサービス提供予定の市町村数	35	0	0	2	4
合計	131	174	11	57	4

※市町村内の一部地域のみがサービス提供されている場合を含みます。

※FTTH、DSL、CATV、FWAのほか、民間事業者による3.5世代携帯電話または衛星ブロードバンドサービスによりカバーされている地域があります。

※サービス提供済みの市町村において公的整備によるサービス拡大、または、民間事業者の事業拡大等によりサービス提供予定の地域があります。

## II ブロードバンド基盤の整備

道内のブロードバンド・ゼロ地域の解消のため、自治体が「地域情報通信基盤整備推進交付金」の支援制度を利用し、光ファイバーによる情報通信基盤を整備しています。整備された情報通信基盤は、自治体からIRU契約により借り受けた電気通信事業者がブロードバンドサービスに活用するとともに、一部の自治体では地デジ難視対策やIP告知端末を導入して、住民に対する地域情報や行政情報の提供にも活用しています。

光ファイバーによる情報通信基盤の整備の他、無線や衛星を利用した情報通信基盤の整備も行われています。

道内では平成21年度に67自治体において事業規模405.9億円（交付決定額135.3億円）の交付金事業が採択されています。

なお、「地域情報通信基盤整備推進交付金」の募集は、平成21年度で終了しています。

・IRU契約： 使用权を取得する電気通信事業者の同意なしに破棄することができない契約のこと（Indefeasible Right of User）。

### 【平成21年度地域情報通信基盤整備推進交付金による施設整備】

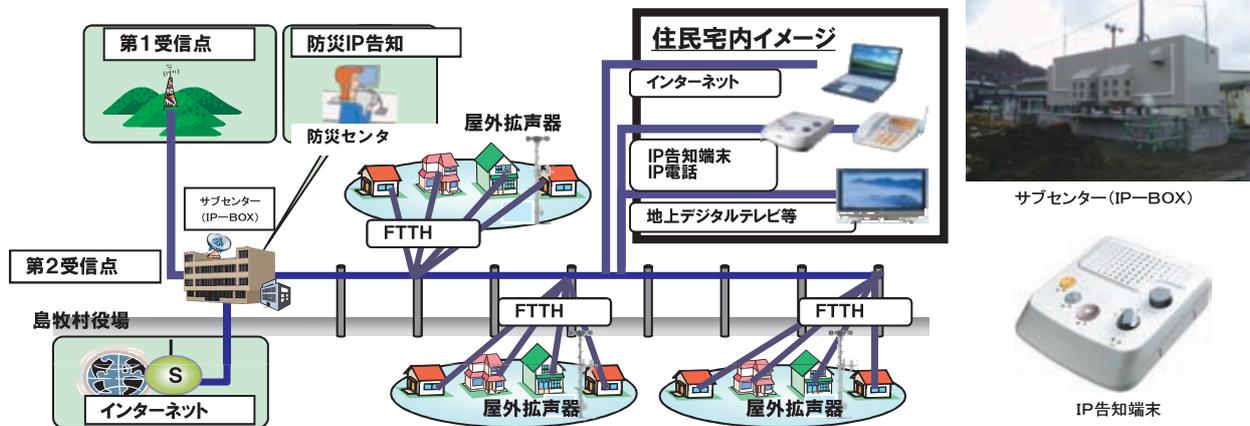
情報通信基盤			提供するサービス				事業実施市町村数
光ファイバー	無線	衛星	ブロードバンド	地デジ難視地域解消	IP告知	その他	
○			○				19
○			○	○			20
○			○	○	○		15
○			○		○		4
○					○		1
○			○	○		○	1
	○		○				4
		○	○				3
							67

- ・ FTTH : 光ファイバー回線でネットワークに接続するアクセスサービス (Fiber To The Home)
- ・ DSL : 電話回線(メタル回線) でネットワークに接続するアクセスサービス(ADSL等)
- ・ CATV : ケーブルテレビ回線でネットワークに接続するアクセスサービス
- ・ FWA : 固定された利用者端末を無線でネットワークに接続するアクセスサービス。(Fixed Wireless Access)

### 【ブロードバンドサービスの例】

#### 島牧村

島牧村は、「平成20年度地域情報通信基盤整備推進交付金」の支援を受けて、全戸に光ファイバーを接続しました。この情報通信基盤を活用し、ブロードバンド・ゼロ解消、地デジ難視地域解消、IP告知による住民への情報提供を行っています。

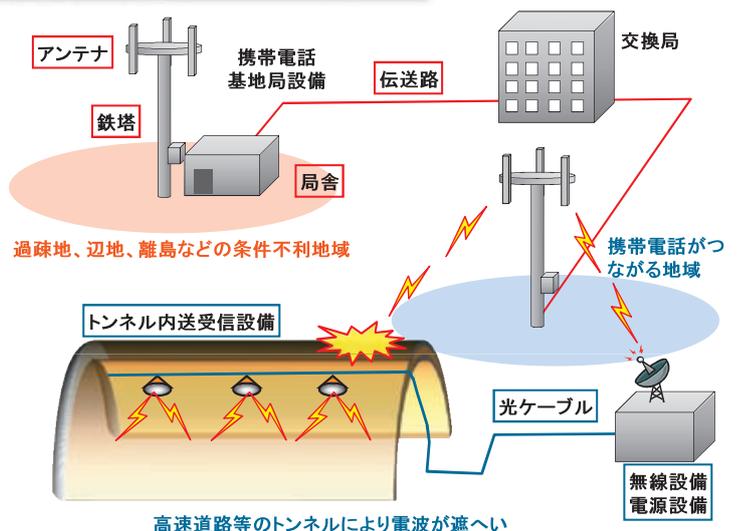


## Ⅲ 条件不利地域等における携帯電話不感地帯の解消

北海道には、山間部等の条件不利地域、トンネル内及び観光地などで携帯電話が利用できない地域が多数存在しています。

これら地域の住民生活の向上や観光客等の利便性を図るため、携帯電話が利用可能となるよう、自治体、携帯電話事業者等と連携し、移動通信用鉄塔施設の整備や有線伝送路の整備・運用に係る支援事業を推進しています。

青枠: 電波遮へい対策事業で補助対象となる設備の例  
赤枠: 無線システム普及支援事業で補助対象となる設備の例



### 平成21年度における携帯電話不感地帯解消事業

事業名	対象地域	整備内容
電波遮へい対策事業	日勝トンネル【日高町・清水町】、新佐呂間トンネル【佐呂間町】	移動通信用中継施設
無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業)	豊浦町、足寄町、平取町、日高町、鶴居村	携帯電話基地局建設
	上川町、豊浦町、士別市、苫前町、小平町、上富良野町、新得町、日高町	携帯電話伝送路施設
地域情報通信基盤整備推進交付金	士別市、足寄町、日高町、小平町、苫前町、新得町、上富良野町、厚真町、鶴居村	携帯電話伝送路施設

# 安心・安全な電波利用環境の確保及び維持

## 誰もが安心・安全に電波の利便性を享受できる電波利用環境の維持

携帯電話やテレビ・ラジオ放送をはじめ、電波は私たちの暮らしに深く関わっていますが、ルールを守って利用しなければ混信・妨害や電波障害を起こすことがあります。

特に警察、消防・救急、航空交通管制、海上保安、電気・ガス事業、放送・電気通信事業等で利用されている「重要無線通信」に対する混信・妨害等については、人命の安全や財産の保全にかかわることから、迅速かつ的確な対応に努めています。

また、業務用無線局やアマチュア無線局等についても、効率的・効果的な電波監視に努め、電波法令違反等には厳正に対処しています。

さらに、不法無線局の開設等を未然に防止するため、テレビ、新聞、交通広告、ポスター・リーフレットなどを活用して周知広報活動を実施しています。

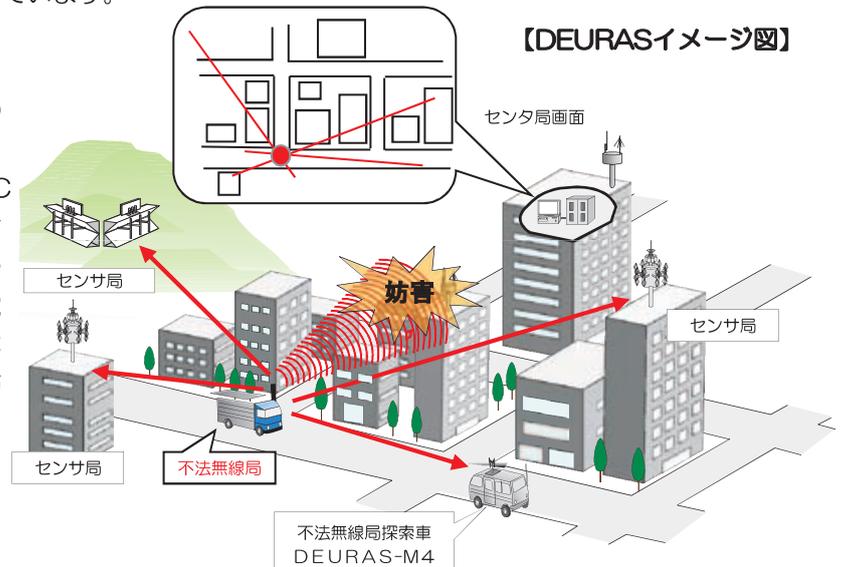
## I 重要無線通信妨害に対する迅速な対応

### 1. 電波監視システム DEURAS (DEtect Unlicensed RAdio Stations : デューラス)

当局は、道内28カ所に設置したDEURASセンサ局からのデータに基づく不法無線の発射源の迅速な探索と24時間の自動監視により、効果的な電波監視を行っています。

また、方向探知処理装置や遠隔制御装置などを搭載した不法無線局探索車 (DEURAS-M) を配備し、機動力を生かしての不法無線局等の探査を行っています。

平成22年6月に札幌市で開催されたAPEC貿易担当大臣会合では、当局に「重要無線通信妨害対策実施本部」を設置し、開催期間前日から終了日までの間、連続有人監視体制による電波監視を強化し、重要無線通信妨害への即応体制を確保した結果、重要無線通信等への電波妨害の発生はありませんでした。



### 2. 電波監視に基づく対応状況

#### ① アマチュア無線の違反に対する対応

電波監視により確認した違反に対しては、電波規正用無線局を運用し、直接、電波による規正を行い、違反している無線局に対して正常な運用に戻すよう注意・警告を行っています。(平成21年度は309回、平成20年度は573回。)

また、電波による規正に応じない悪質な違反に対しては、調査を行った上で、行政指導を行っています。(平成21年度は4件4局、平成20年度は2件3局。)

#### ② 業務用無線 (各種業務、簡易無線) の違反に対する対応

電波監視により確認した違反に対しては、違反者を特定し、状況に応じて適正な処分を行っています。(平成21年度は20件112局、平成20年度は29件87局。)

#### ③ 外国規格無線の使用に対する対応

日本国内での使用が認められていない外国規格無線機については、海外からの観光客の増加に伴って外国人が使用する事例や、日本人がインターネットオークションなどで購入して使用する事例が増加しています。電波監視により確認した違反に対しては、パンフレットやパネル等を利用して日本国内では利用できないことを明確に伝え、再発防止に努めています。(平成21年度は36件110局、平成20年度は11件27局。)



ニセコ地区スキー場内での移動監視

## 外国規格無線機の指導状況

### 【日本国内で使用できない外国規格無線機の例】



FRS GMRS FRS/GMRS GMRS UHF-CB/PRS

指導内訳	平成20年度		平成21年度	
外国規格無線機	11件	27局	36件	110局
(内訳) 法人(国内)	2社	6局	10社	63局
個人(日本人)	3名	4局	10名	25局
個人(外国人)	5名	13局	13名	16局
その他(国内・任意団体)	1団体	4局	3団体	6局

### 3. 不法無線局の捜査機関との取締り状況

不法無線局対策として、路上や港湾において、捜査機関（北海道警察、第一管区海上保安本部）と共同で取締りを実施しています。

平成21年度は17名17局を摘発し、11名11局に対して行政指導を行いました。



港湾における共同取締りの様子

## II 電波の安全性に関する取組

電波の性質や人体に与える影響など、電波の安全性について正しい理解を深めていただくために、道内各地で一般の方向けに説明会を開催し、パンフレット配布等の周知活動を行っています。

### 電波防護指針

国では「電波防護指針」を策定し、電波が人体に好ましくない影響を及ぼさない安全な状況であるか否かの判断をする際の基本的考え・基準値等を示すとともに、この指針に基づく規制を導入しています。なお電波による影響でも、無線通信への混信や医療機器、電気・電子機器等に及ぼす影響は生物に及ぼすメカニズムとは全く異なるため、電波防護指針の対象としていません。

電波防護指針では熱作用により人体に有害な影響が及ぶ可能性のある全身における電波の吸収量に、約50倍の安全率を考慮して、この基準値を定めています。これは国際ガイドラインと同等であり、世界保健機関（WHO）はこのガイドラインを支持しています。



## III 電波利用環境保護にかかる周知広報活動

公共工事関係の安全大会などに職員が出向き、不法・違法無線局の使用をしないように周知啓発を行っています。また、平成22年度の「電波利用環境保護周知啓発強化期間」（6月1日～10日）には、道内の民放テレビ局及びケーブルテレビ局による周知啓発用CMの放送、新聞広告の掲載、無線を利用する道内約1,800団体へのポスター等の配布、公共交通機関での中吊り広告等などにより集中的に周知広報を行いました。

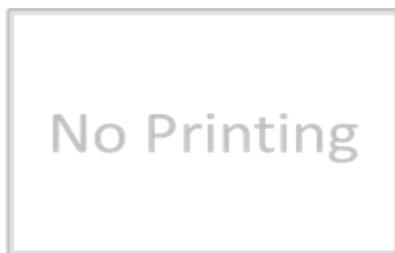
この他、外国規格無線機の使用防止対策として、ニセコ地区のスキー場において、リフト乗降場の看板設置や、スキー場での5か国語アナウンスなど外国人観光客向けの周知広報も行っています。



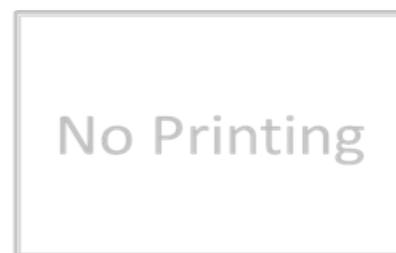
平成22年度電波利用環境保護用ポスター



ニセコ地区スキー場内リフト昇降場の看板設置による外国人向け周知



JR中吊り広告



バス内モニターでのCM放送

# ICT利活用による地域活性化

## I ICT分野の研究開発及び産学官連携の促進

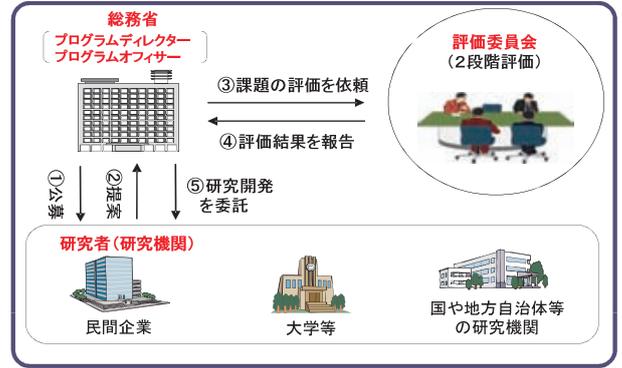
地域に密着したICT産業の発展と競争力の基盤となる研究開発推進のため、戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）、地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業（PREDICT）及び独立行政法人情報通信研究機構（NICT）による支援制度について、大学、研究機関、ICT関係団体等に対する個別訪問、説明会等を通じ周知・助言、支援を行っています。

「戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）」

（SCOPE： Strategic Information and Communications R&D Promotion Programme）

ICT分野の研究開発における競争的資金制度。道内では平成21年度3件（平成22年度まで継続）、平成22年度3件が採択。

【SCOPEのスキーム】



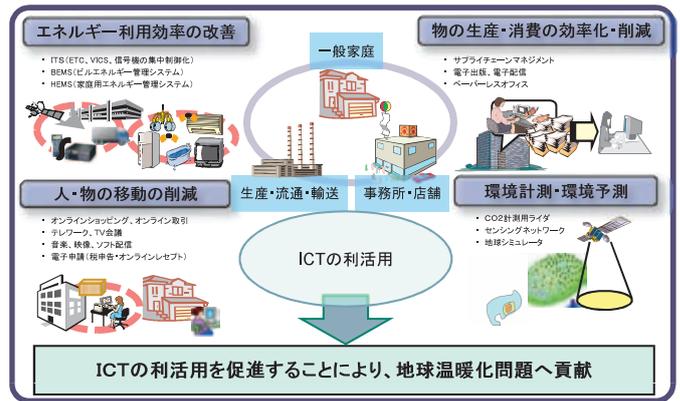
	課題名	研究代表者
平成21年度	マリンブロードバンドを活用したICT漁業の実現とリアルタイム水産資源評価に関する研究開発	公立ほこだて未来大学 システム情報科学部 准教授 和田 雅昭
	デジタルコンテンツへの印象語（感性メタデータ）を付加する処理の研究開発	北海道大学大学院 情報科学研究科 教授 長谷山 美紀
	自立型水素吸蔵合金アクチュエータを利用した海水揚水システムに関する研究開発	函館工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授 宮武 誠
平成22年度	センターチップの基礎となるマイクロワット級集積回路の研究開発	北海道大学 量子集積エレクトロニクス研究センター 教授 佐野 栄一
	FWAを使った十勝農村部でのモバイルテレメディシンシステム構築	社会医療法人 北斗 北斗病院 院長 井出 渉
	ユビキタスサービスプラットフォームに対応した組込みシステム用TCP/IPプロトコルスタックとサポートシステムの研究開発	苫小牧工業高等専門学校 情報工学科 教授 阿部 司

「地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業（PREDICT）」

（PREDICT： Promotion Program for Reducing global Environmental load through ICT innovation）

地球温暖化対策として、CO2排出削減、省エネルギーに貢献するICT分野のイノベーションを創出し、研究開発を促進していくことを目的とした競争的資金制度。道内では平成22年度案件として1件が採択。

【PREDICTのイメージ】



課題名	研究代表者
超低消費電力光IPルータ基本技術の研究開発	千歳科学技術大学 グローバルシステムデザイン学科 教授 山林 由明

「独立行政法人情報通信研究機構（NICT）」

（National Institute of Information and Communications Technology）

情報通信及び電波利用に関する技術研究開発、通信・放送事業分野に属する事業等の振興を行っている総務省所管の独立行政法人。平成22年度では「高齢者・チャレンジ向け通信・放送サービス充実研究開発助成制度」により道内企業1社を助成。

助成対象事業名	助成対象事業者
障害者・高齢者向け生産情報発信システムの研究開発	北海道日興通信株式会社



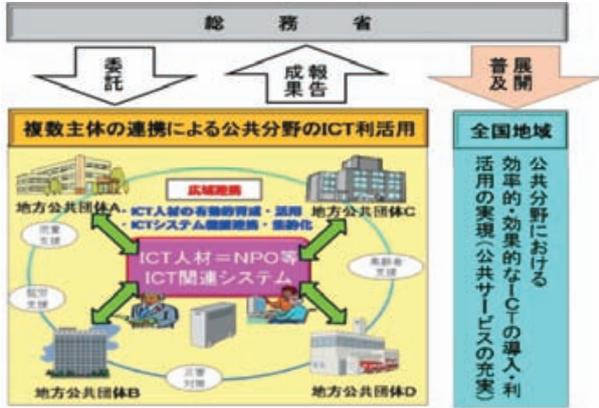
## Ⅱ 道内の課題解決のためのブロードバンド徹底利活用の促進

整備されたブロードバンド環境を生かして地域の活性化を図るため、これまでも様々な取組を行ってきましたが、現在は次のような取組を行っています。

### 「地域ICT利活用広域連携事業」（委託事業・平成22年度）

複数の地方公共団体（第3セクター法人、NPO法人を含む。）が広域連携して、地域ICT人材を有効的に育成・活用することにより、公共分野における効率的なICT利活用を促進する取組の委託事業。

#### 【地域ICT利活用広域連携事業のイメージ図】



- 概要 : 公共分野においてICT利活用のさらなる促進を図るため、情報通信技術面を中心とした課題を抽出した上で標準仕様を策定し、全国各地域における公共サービスの向上を目指す。その際、  
① 複数の地方公共団体が広域連携すること  
② ICTの導入から定着までを牽引・サポートする、地域に密着したNPO等をはじめとするICT人材の効果的な育成及びこれらICT人材を有効に活用すること  
を前提とすることによって、より効率的かつ効果的なICTの利活用を促進する。
- 交付対象 : 地方公共団体、第3セクター、地方公共団体の推薦を受けたNPO法人
- 対象分野 : 公共分野（医療、介護、福祉、防災、防犯など）
- 委託額 : 2億円程度/事業  
※補助金ではないため、機器・設備等の購入は不可能（リース・レンタルが原則）
- 公募開始時期 : 予算成立（4月）前後を想定。公募期間は未定
- 事業要件 : 複数の自治体による広域連携及びICT人材の育成・活用が必須
- 予算額 : 平成22年度 82億円（全国）

### 「ICT利活用普及キャラバン」（平成22年度）

整備されたブロードバンド環境を地域の活性化に徹底利活用するため、「地域ICT利活用モデル構築事業」などで得られた医療、福祉、観光、防災、産業等などのICT利活用事例やノウハウ、導入方法などについて分かりやすく紹介するため、市町村を対象に周知啓発活動を実施します。

### 「地域ICT利活用モデル構築事業」（委託事業・平成21年度まで）

地域経済の活性化や少子高齢化への対応等、地域が抱えるそれぞれの課題について、ICTの利活用を通じ、その解決を促進するためのモデル的な取組の委託事業。道内では平成20年度案件として遠隔医療モデルプロジェクト、地域コミュニティ活性化・地域経済活性化プロジェクトなど、8事業を委託しています。

### 「ユビキタスタウン構想推進事業」（交付金事業・平成21年度）

医療、福祉、防災、行政、産業、農業、観光などの様々な分野において、地方公共団体等のICT導入に係る取組（基盤整備、システム構築・運営、人材研修・育成等）を支援するため、総務省が地方公共団体等に対して「地域情報通信技術利活用推進交付金」を交付する制度。道内では15事業に交付決定しています。

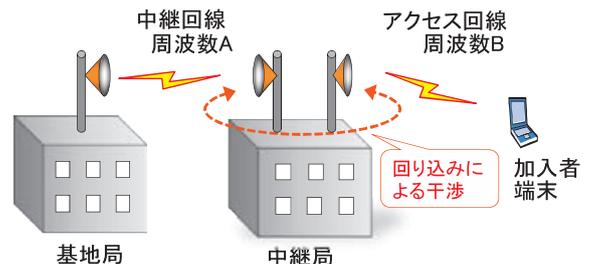
### 「ICTふるさと元気事業」（交付金事業・平成21年度）

自治体を補完する役割が見込まれるNPO法人等を「ICT人材」として育成・活用するとともに、これら「ICT人材」が主体となって、ICT利活用による地域の公共サービスの維持・向上を図る取組を交付金（情報通信技術地域人材育成・活用事業交付金）により支援しています。道内では1事業に交付決定しています。

## Ⅲ 地域における電波利用促進のための調査研究等の企画・実施

広大な範囲に集落や民家が点在している郊外では、ブロードバンドサービス未提供の地域が残っています。このような地域において、光ファイバ網の敷設と比較して安価にブロードバンドサービスが提供可能となるシステムについての検証等を行う「地域WiMAXの同一周波数中継方式に関する調査検討会」を7月から開催しています。

地域WiMAXの同一周波数中継によるメリット
光ファイバ敷設に比べて設置時などの費用が少ない。
地域WiMAXによる中継が実現できれば、経済的にブロードバンドサービスエリアを拡大でき移動中の高速通信などモビリティを活かした多様なサービスも可能に。
同一周波数による中継の実現は、周波数の有効利用にもつながる。



\* A=B : 同一周波数  
検討会では伝送速度の低下、回り込みによる干渉などを検証しながら最適な技術的条件を検討する。

# ICT利活用による地域活性化

## IV ICT利活用による無線局等手続きの迅速化

無線局等の手続きに関する電子申請の利用率は増加しており、より多くの方に利用していただくことで、無線局等手続きの迅速化を図ります。

電子申請を行うには、事前に電子証明書とICカードリーダーを用意する必要があり、電子メールとインターネットを利用できる環境が必要となります。

ただし、アマチュア無線局はID・パスワードで電子申請・届出ができるので、電子証明書が不要となり、簡単に申請できます。



電子申請届け出システム



アマチュア局免許人向けの電子申請届け出システムは左図の青色のバナーが目印です。

電子申請届け出システム

<http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>

### 電子申請のメリット

- 24時間いつでも申請・届出ができる。
- 申請手数料は電子納付で行う。
- 申請手数料が書面による申請に比べ約3割安い。
- 申請履歴（処理状況）がいつでも確認できる。

## V 安心・安全のための情報伝達手段確保に向けた取組

災害等の非常時において、市町村から地域住民に対する的確かつ迅速な情報伝達が極めて重要であり、その手段として、防災行政無線等の同報通信系システムの活用が極めて有効です。

安心・安全のための地域住民への情報伝達システム構築に向け、自治体等からの要望・相談に応じコンサルティングに努めるなど、防災行政無線をはじめとした情報伝達システムの普及を促進していきます。

### 1 北海道内の市町村防災行政無線

市町村防災行政無線には、同報系のほか移動系があります。

**同報系**：市町村役場と屋外拡声子局や地域の各家庭や事業所等に設置される戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民に災害・行政情報などを伝達するために使用されます。情報を同時に一斉通報できるのが特長です。

**移動系**：市町村役場に設置した基地局と移動局（車載型、携帯型等があります。）との間、又は移動局相互間で防災行政に関する通信を行うシステムです。

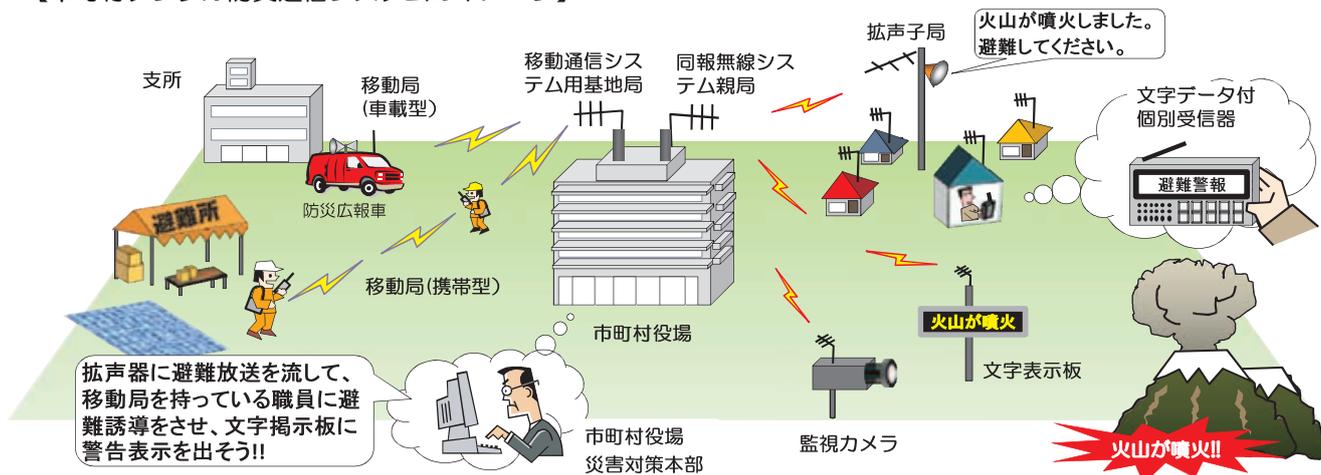
市町村防災行政無線の整備状況（平成22年3月末現在）

地域(市町村数)	全整備状況		同報系(再掲)		移動系(再掲)	
	市町村数	整備率	市町村数	整備率	市町村数	整備率
北海道(179)	163	91.1%	100	55.9%	147	82.1%
全国(1,750)	1,613	92.2%	1,341	76.6%	1,452	83.0%

### 2 北海道内の市町村デジタル防災行政無線

高機能なデジタル方式の防災行政無線は、平成13年度の制度化後、順次導入されており、平成22年3月末現在において同報系が18市町、移動系が3市に導入されています。

【市町村デジタル防災通信システムのイメージ】



## 【参考】 ICTに関する調査検討会の開催結果

平成21年度、当局では2件の調査検討会を開催し、それぞれ報告書を取りまとめました。

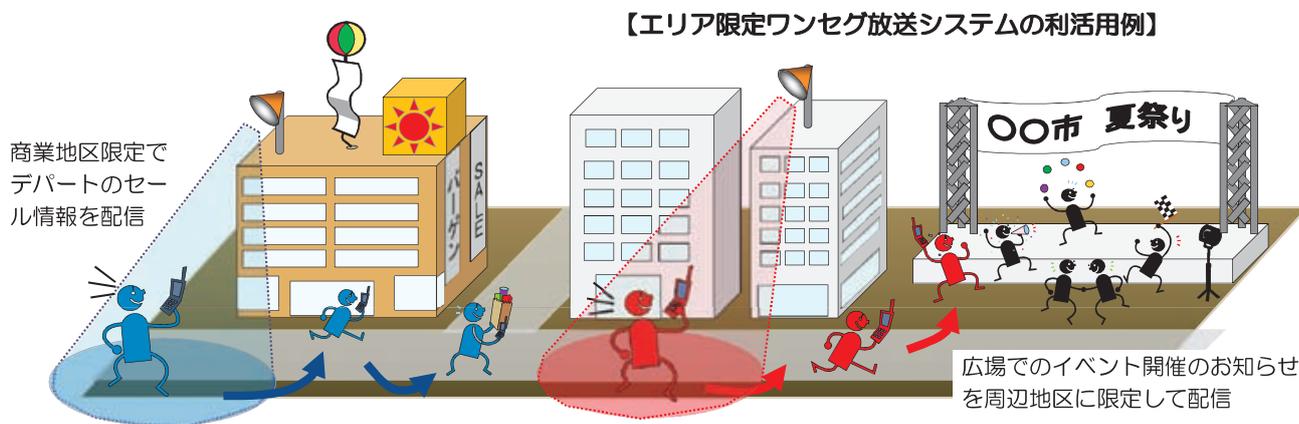
調査検討会による実証試験・実験の結果や、ICTの利活用が、今後の北海道経済の発展や道民の方々の暮らしに寄与することが期待されます。

### エリア限定ワンセグ放送システムに関する調査検討会 <平成21年5月～22年3月>

近年普及が増大しているワンセグ対応携帯端末に注目し、エリアを限定したワンセグ放送システムを利用した、防災情報、自治体からのコミュニティ情報、地域における観光情報や商店街の情報発信等のさまざまな利活用や送信条件等を検討するため調査検討会を開催しました。実環境試験では、3.85mWの送信出力で広い放送エリアを確保できることや、固定・衛星IP網によるベストエフォート型でのコンテンツ伝送が十分実用に耐えうることを確認し、防災利用やイベント開催など、市町村単位や市街地等で活用する上で有用なシステムであることが明らかになりました。

#### 【調査検討項目】

- 適正な送信条件等（空中線電力とサービスエリア、同一・隣接エリアへの干渉等）
- 固定IP網や衛星IP網経由による伝送特性の検証
- 地域における観光情報や商店街等の情報、自治体からのコミュニティ情報提供等の利活用の検討



### 北海道におけるICTを活用した観光情報等提供モデルの調査検討会

（デジタルサイネージ調査検討会）<平成21年10月～22年3月>

新しいメディアとして注目されているデジタルサイネージ（DS）を軸にして、ICT利活用による地域活性化を図ることを目的に、主に観光分野の情報提供モデルについて調査検討を行うため、調査検討会を開催しました。

誰でも容易にDS（電子看板）を利用可能とするため、携帯電話やパソコンのメール機能を活用することで、情報の提供、更新が簡単にできる、簡便で比較的安価な双方向機能付きのDSを「簡便型DS」と位置付け、2月には、JR札幌駅の「北海道さっぽろ観光案内所」に簡便型DSを設置し、公開実証実験を実施しました。

アンケート結果などから、DSの認知度は低いが、実証実験に参加、利用した方々からは、利活用のメリットがある、との評価が得られました。

特に「簡便型」を追求し、多くの情報提供者が協同で手軽に参加できるようにしたことから、個人や中小企業が多い観光産業分野で活用できる可能性の高いことが示されました。

一方で、DSビジネスの普及定着には、広告宣伝業界以外の方でも問題なく使える「簡便性」が重要であること、また、協同利用型のメリットを最大限に活用した低コスト化が重要であることが確認されました。

3月には「デジタルサイネージ利活用セミナー」を開催し、調査検討会での「簡便型DS」の実証実験の成果を中心に報告を行うとともに、DSのデモンストレーションを行うなど全国のデジタルサイネージの利活用動向を紹介しました。



実証実験時に設置された2台のDS



携帯電話でクーポンを受け取る利用者

# 放送サービスの現況

地上アナログテレビ放送は、2011年7月24日 までに終了し、デジタル放送に移行します。

## 北海道内の放送局

### 【テレビ局】

(平成22年7月1日現在)

放送事業者名		アナログ放送		デジタル放送		
		局数	放送開始	局数	放送開始	リモコン番号
日本放送協会(NHK)	総合	209	昭和31.12	102	平成18年6月	3
	教育	207	昭和37.6	101		2
北海道放送(株)(HBC)		168	昭和32.4	94		1
札幌テレビ放送(株)(STV)		168	昭和34.4	94		5
北海道テレビ放送(株)(HTB)		167	昭和43.11	94		6
北海道文化放送(株)(uhb)		165	昭和47.4	94		8
(株)テレビ北海道(TVh)		82	平成元.10	48		7

### 【ラジオ局】

(平成22年7月1日現在)

放送事業者名		局数	放送開始
FM	日本放送協会(NHK)	56	昭和44.3
	(株)エフエム北海道	11	昭和57.9
	(株)エフエム・ノースウェーブ	7	平成5.8
AM	日本放送協会(NHK) 第1	21	昭和3.6
	第2	18	昭和20.9
	北海道放送(株)(HBCラジオ)	17	昭和27.3
	(株)STVラジオ(STVラジオ) ※平成17.10に札幌テレビ放送(株)から免許承継	17	平成17.10 ※札幌テレビ放送(株)は昭和37.12.

### 【コミュニティFM局】

特定の地域をサービスする地域密着型の「コミュニティ放送局」(コミュニティFM)は、平成4年に全国に先駆けて開局したFMいるか(函館市)をはじめとして道内では平成22年7月1日現在で25社(全国で242社)が放送しています。

(平成22年7月1日現在)

放送事業者名	愛称	主な放送区域	周波数(MHz)
函館山ロープウェイ(株)	FMいるか	函館市	80.7
(株)旭川シティネットワーク	FMリベアー	旭川市	83.7
(株)エフエムくしろ	FMくしろ	釧路市	76.1
(株)おびひろ市民ラジオ	FM WING	帯広市	76.1
(株)エフエムおびひろ	FM-JAGA	帯広市	77.8
(株)コミュニティエフエムはまなす	FMIはまなすジャパン	岩見沢市	76.1
(株)エフエムわかかない	FMわかっぴー	稚内市	76.1
(株)札幌コミュニティ放送局	ラジオカロスサッポロ	札幌市中央区	78.1
(株)エフエム小樽放送局	FMおたる	小樽市	76.3
(株)エフエムとよひら	FMアップル	札幌市豊平区	76.5
(株)らむれす	三角山放送局	札幌市西区	76.2
(株)ねむろ市民ラジオ	FMねむろ	根室市	76.3
札幌ラヂオ放送(株)	ラヂオノスタルジア	札幌市中央区	78.6
北広島エフエム放送(株)	FMメイプル	北広島市	79.9
(株)エフエムなかそらち	FM G'SKy	滝川市	77.9
(株)さっぽろ村ラジオ	さっぽろ村ラジオ	札幌市東区	81.3
(株)BIPSC	FMDドラマシティ	札幌市厚別区	77.6
(株)エフエムもえる	FMもえる	留萌市	76.9
(株)ラジオふらの	ラジオふらの	富良野市	77.1
(株)あいコミ	e-niwa	恵庭市	77.8
(株)エフエムなよろ	Airてっし	名寄市	78.8
北海道総合放送(株)	With-S	札幌市白石区	83.0
(株)FMオホーツク	FMオホーツク	北見市	82.7
室蘭まちづくり放送(株)	FMびゅー	室蘭市	84.2
FMなかしべつ放送(株)	FMはな	中標津町	87.0

### 【ケーブルテレビ局】

ケーブルテレビ放送を行う事業者は13者あり、ケーブルによるテレビ放送だけでなく付加サービスとして、敷設したケーブルを利用してのインターネット接続サービス等を行う事業者もあります。

(平成22年7月1日現在)

放送事業者名	付加サービス
釧路ケーブルテレビ(株)	ネット
ニューデジタルケーブル(株) (苫小牧ケーブルテレビ)	ネット、IP電話
(株)田中電機商会	—
(株)ジェイコム札幌	ネット、IP電話
(株)ニューメディア	ネット、IP電話
旭川ケーブルテレビ(株)	ネット、IP電話
(株)帯広シティーケーブル	ネット、IP電話
伊達市 (大滝ケーブルテレビ)	ネット、IP電話
泊村有線テレビ	ネット、IP電話
遠軽町	—
西興部村コミュニティーネットワーク	ネット
池田町	—
むかわ町	ネット

※ネット: インターネット

# 電波利用・電気通信サービスの現況

電波はテレビ・ラジオ、船舶や航空機等の安全確保、警察、消防、防災活動といった人命の安全や財産の保護などに関する公共的な分野で多く利用され、発展してきました。

また、携帯電話、カーナビ、無線LAN機器など、暮らしや仕事に必要な存在となっており、多くの無線局が利用されています。

## 北海道の無線局数の推移

(単位:千局)

年度末現在の局数	H16	H17	H18	H19	H20	H21
総計	4,053	4,337	4,282	4,413	4,510	4,620
陸上移動局	3,907	4,191	4,135	4,263	4,371	4,481
アマチュア局	49	47	46	45	44	43
簡易無線局	41	41	42	43	43	46
その他の無線局	56	58	59	62	52	50

平成22年3月末現在の道内の無線局数は約462万局で、うち約448万局(約97%)は携帯電話などの陸上移動局が占めています。

## 周波数の利用状況

警察、消防、防災、電力、列車運行などの重要無線やタクシー、MCA、簡易無線などの自営無線については、従来のアナログ方式からデジタル方式への移行が進められています。

また、より高速・大容量で利便性の高い移動通信システムの実現や車車間通信による安全運転支援無線システムなど、新しい無線利用が一層進むものと期待されています。

波長	直進性が弱い・情報伝送容量が小さい					直進性が強い・情報伝送容量が大きい					
	100km	10km	1km	100m	10m	1m	10cm	1cm	1mm	0.1mm	
周波数	3THz										
						3GHz		30GHz		300GHz	3,000GHz
	3kHz		30kHz	300kHz	3MHz	30MHz	300MHz	3,000MHz			
用途	VLF 超長波	LF 長波	MF 中波	HF 短波	VHF 超短波	UHF 極超短波	SHF マイクロ波	EHF ミリ波	サブミリ波	赤外光 可視光・紫外光	
		船舶通信 船舶用ビーコン 航空機用ビーコン 標準電波	船舶通信 船舶用ビーコン 航空機用ビーコン 中波放送(AMラジオ) アマチュア無線	船舶通信 航空機通信 国際短波放送 国際短波放送 アマチュア無線	FM放送(コミュニティ放送) TV放送 航空管制通信 消防無線 防災行政無線 列車無線 警察無線 簡易無線 アマチュア無線 無線呼出	携帯電話・PHS TV放送 各種陸上移動通信 MCAシステム タクシー無線 防災行政無線 列車無線 警察無線 簡易無線 レーダー アマチュア無線 パーソナル無線 無線LAN	マイクロ波中継 放送番組中継(STL) 衛星放送 衛星通信 狭域通信システム(DSRC) 電波天文 宇宙研究 レーダー 加入者系無線アクセス 無線LAN	衛星通信 電波天文 簡易無線 レーダー 加入者系無線アクセス	リモートセンシング レーザー通信光空間通信システム		

## 移動体通信の契約状況

平成22年3月末現在の道内における携帯電話・PHSの契約数の合計は、前年度末時点から約15万契約の増加となっており、毎年度増加中です。

(単位:万局)

年度末現在の契約数		H16	H17	H18	H19	H20	H21
北海道内	携帯電話	352	372	391	411	417	433
	PHS	14	13	12	10	11	10
北海道内(携帯電話+PHS)		366	385	403	421	428	443
全国(携帯電話+PHS)		9,147	9,648	10,170	10,734	11,205	11,630

## 総務部

### 総務課 (内線4604)

- 庶務
- 公文書の接受、発送
- 文書管理
- 局の所掌事務に関する総合調整
- 非常災害時の情報の取りまとめ
- 人事

### 総務課企画広報室 (内線4685)

- 情報セキュリティ対策
- 総合的施策の企画立案
- 広報

[Web広報誌「u-land北海道」](http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/C/u-Land/uland.htm)

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/C/u-Land/uland.htm>

- 情報公開窓口
- 個人情報保護窓口
- 閲覧窓口

### 財務課 (内線4608)

- 経理
- 資材、財産の管理
- 局の予算の執行
- 各種契約の締結
- 電波利用料の徴収に関する事務

[当局HPの電波利用料ページ](http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/riyouryo/riyouryo.htm)

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/riyouryo/riyouryo.htm>

### 信書便監理官

(内線4684)

- 信書便事業に関する許認可、参入支援
- 信書便事業説明会の開催

信書とは” 特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書” をいいます。  
特定信書便事業者は、北海道内では22事業者、全国では331事業者です (H22.7.30現在)

< 特定信書便事業の要件 >



### 総合通信相談所

- 情報通信行政に関する相談業務

(直通電話：011-709-3550)

土、日、祝日、年末年始(12/29~1/3)を除く

8:30~12:00、13:00~17:00

## 情報通信部

### 電気通信事業課 (内線4704)

- 電気通信事業の登録・届出
- 電気通信主任技術者・工事担任資格者に関する事務
- ICT分野の研究開発及び産学官連携の促進
- 電気通信サービスに関する消費者保護対策

[電気通信消費者情報コーナー](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/s-iyoho.html)

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/s-iyoho.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/s-iyoho.html)

### 情報通信振興課 (内線4716)

- 情報通信による地域振興
- 地域のICT利活用・利用環境の整備
- コンテンツ流通の促進
- 市町村が実施する情報通信整備を支援
- 道内の地理的デジタル・ディバイド(情報格差)の解消支援
- 道内ICT施策推進団体との連携

### 放送課 (内線4664)

- テレビ・ラジオ放送局の許認可
- 放送局の設置及び使用の規律
- 地デジの推進
- 補助金による地上デジタルテレビジョン放送中継局建設の支援
- テレビ・ラジオに関する放送受信障害対策
- 受信障害の原因究明調査や相談に対するアドバイス

### 有線放送課 (内線4674)

- 地デジの推進(受信環境)
- 有線テレビジョン放送(ケーブルテレビ放送)の施設及び業務に関する許認可事務・監理・監督
- 有線電気通信設備(テレビ共聴設備)及び有線ラジオ放送業務に関する事務
- 補助金による辺地共聴施設の地デジ対応への改修の支援

### デジタル放送受信者支援室 (内線4667)

- 地デジの受信対策
- 地デジの広報、相談業務等の取組

## 企画調整課 (内線4624)

- 電波利用の促進
  - 周波数利用計画の策定
  - 周波数割当の調整等周波数管理
  - 調査検討会の実施
- <http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/R/index.htm>
- 電波の利用状況の調査・検討、評価の公表
  - インターネットを利用した無線局等の電子申請の普及促進
- <http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>

## 航空海上課 (内線4634)

- 航空関係無線局の許認可
  - 海上関係無線局の許認可
  - 航空機や船舶に設置する無線局等に対する無線設備の検査
  - 無線従事者の免許
- [当局HPの無線従事者ページ](#)  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/kankei/kankei.htm>

無線従事者資格	
総合無線従事者	第一～三級総合無線通信士
海上無線従事者	第一～四級海上無線通信士
	第一～三級海上特殊無線技士
	レーダー級海上特殊無線技士
航空無線従事者	航空無線通信士、航空特殊無線技士
陸上無線従事者	第一～二級陸上無線技士
	第一～三級陸上特殊無線技士
	国内電信級陸上特殊無線技士
アマチュア無線従事者	第一～四級アマチュア無線技士

## 陸上課 (内線4644)

- 陸上関係無線局の許認可
    - ・アマチュア無線
    - ・パーソナル無線
    - ・業務用無線
    - ・簡易無線
    - ・MCA無線
  - ・国、自治体の有する無線局
  - ・実験試験局
  - ・タクシー、ハイヤー、バス、鉄道
  - ・ガス、電気
  - ・電気通信事業者の無線局
- [当局HPの陸上関係無線局手続きページ](#)  
<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/E/tetuzuki/index.htm>

- 防災行政無線の整備促進
- 電波伝搬障害の防止

## 電波利用環境課 (内線4744)

- 電波利用環境保護に関する周知啓発
- 電波の安全性に関する説明会の開催
- 登録点検事業者の登録等
- 高周波利用設備の許可等

[総務省HP 電波環境の保護ページ](#)

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/index.htm>

## 監視課 (内線4725)

- 電波法に基づく電波監視の実施
- 通信方法等の監査、違反者に対する規正等

[当局HPの電波監視概要](#)

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/K/denpa03.htm>



## 調査課 (内線4734)

- 不法無線局の探査・調査
- 重要無線通信妨害等に関する申告対応
- 電波のルールを守らない不法無線局を撲滅するための取組み
- 重要無線通信などに対する混信妨害源の調査
- 周波数割り当てなどに活用するための発射状況調査
- 電波監視システムの整備

[当局の電波環境・監視関連報道発表](#)

[http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/K/denpa06\\_1.htm](http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/K/denpa06_1.htm)



平成21年11月、当局は、船舶の遭難通報電波を発射していた衛星EPIRBについて、電波監視システム(DEURAS)により発射位置を特定し、釧路川に浮いているところを発見し電波を停波させました。

# お問い合わせ窓口

(電話によるお問い合わせは、土、日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く  
8:30～12:00、13:00～17:00です。)

お問い合わせ内容	担当部署	電話番号
電波利用料	財務課	011-709-6000
電気通信サービスの相談	電気通信事業課	011-709-3956
テレビ・ラジオの受信障害	放送課	011-737-0033
無線局の混信妨害・不要電波障害	電波利用環境課	011-737-0099
当局の情報公開・個人情報保護	企画広報室	011-709-2311(内線4686)
電気通信事業者の手続き	電気通信事業課	011-709-2311(内線4705)
電気通信主任技術者・工事担任者	電気通信事業課	011-709-2311(内線4705)
コミュニティ FM 放送	放送課	011-709-2311(内線4664)
地デジの受信相談・お問い合わせ	デジタル放送受信者支援室	011-709-2311(内線4667)
ケーブルテレビ放送	有線放送課	011-709-2311(内線4674)
航空関係の無線局	航空海上課	011-709-2311(内線4634)
海上関係の無線局	航空海上課	011-709-2311(内線4635)
無線従事者の資格	航空海上課	011-709-2311(内線4615)
高層建築物の伝搬障害防止区域	陸上課	011-709-2311(内線4644)
アマチュア無線(無線従事者資格除く)	陸上課	011-709-2311(内線4655)
簡易無線	陸上課	011-709-2311(内線4656)
各種業務用無線・パーソナル無線	陸上課	011-709-2311(内線4657)
高周波利用設備	電波利用環境課	011-709-2311(内線4745)
特定信書便事業	信書便監理官	011-709-2311(内線4684)
情報通信行政全般に関すること	総合通信相談所	011-709-3550

## 地デジに関するお問い合わせ先

総務省地デジコールセンター	0570-07-0101	〈ナビダイヤル〉(平日9:00～21:00、土・日・祝日9:00～18:00) ※IP電話等、ナビダイヤルがつかない方は 03-4334-1111 へ。
総務省地デジチューナー支援実施センター	0570-03-3840	〈ナビダイヤル〉(平日9:00～21:00、土・日・祝日9:00～18:00) ※IP電話等、ナビダイヤルがつかない方は 044-969-5425 へ。
デジサポ道央	011-351-1155	担当地域:石狩振興局、後志総合振興局、空知総合振興局の一部(北海道北テレビ受信者支援センターの担当地域を除く地域)、胆振総合振興局及び日高振興局の地域
デジサポ道北	0166-30-0101	担当地域:空知総合振興局の一部(深川市、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町)、上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局及びオホーツク総合振興局の地域
デジサポ道東	0154-99-0101	担当地域:十勝総合振興局、釧路総合振興局及び根室振興局の地域
デジサポ道南	0138-38-0101	担当地域:渡島総合振興局及び檜山振興局の地域
デジサポ助成金相談窓口	0570-093-724	〈ナビダイヤル〉(平日9:00～18:00) ※IP電話等、ナビダイヤルがつかない方は 03-5623-3121 へ。



## 総務省 北海道総合通信局

Ministry of Internal Affairs and Communications Hokkaido Bureau of Telecommunications

〒060-8795

札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

### <本誌に関するお問い合わせ先>

総務部 総務課企画広報室

TEL : (011) 709-2311 (内線 4686)

E-mail : hokkaido-kouhou@soumu.go.jp

URL : <http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/>

